

○滋賀県勤労者福祉資金貸付要綱

昭和44年4月1日

滋賀県告示第108号

滋賀県勤労者福祉資金貸付要綱を次のように定める。

滋賀県勤労者福祉資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の勤労者が臨時または緊急に資金を必要とするときに勤労者福祉資金（以下「資金」という。）を貸し付け、その生活の健全化を図ることを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱に基づく資金の貸付けは、株式会社滋賀銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合および近畿労働金庫（以下「取扱金融機関」という。）を通じて行う。

2 県は、前項の貸付けに必要な基金にあてるため、取扱金融機関に対して毎年度予算の範囲内において資金を預託するものとする。

3 前項の県資金の預託額、預託期間および預託利率については契約で定めるところによる。

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付対象者は、県内に住所を有し、または県内の事業所に勤務する勤労者であつて、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 同一事業所に1年以上の勤務実績を有し、引続き勤務する者で、資金の償還が確実に認められる者

(2) 事業主または労働組合の証明が得られる者

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員を利用している者

ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(資金の使途)

第4条 資金は、次の各号に掲げるものにあてるときに貸し付けるものとする。

(1) 本人または家族の療養費および分娩費

(2) 本人または家族の冠婚葬祭費

(3) 本人または家族の教育費

(4) 本人の転宅費

(5) 本人の住宅改良または補修費

(6) 生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費

(7) その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの

(貸付の限度額等)

第5条 資金の貸付限度額、貸付利率、貸付期間および償還の方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 貸付限度額

- 100 万円
- (2) 貸付利率  
年 2.50 パーセント
- (3) 貸付期間  
5 年以内
- (4) 償還方法  
2 か月以内の据置期間を置き割賦償還の方法  
(貸付けの申込み等)

第 6 条 資金の貸付けを受けようとする者は、滋賀県勤労者福祉資金借入申込書（別記様式第 1 号）および誓約書（別記様式第 2 号）に取扱金融機関が必要と認める書類を添えて、当該金融機関に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の申込書の提出があつた場合は、速やかに資金の貸付けの適否を調査し、適当と認めるときは、資金を貸し付けるものとする。

3 前項の規定により貸し付けた資金に係る債権については、取扱金融機関が責めを負うものとする。

(運用状況の調査等)

第 7 条 知事は、必要と認めるときは、資金の貸付けを受けた者および取扱金融機関に対し資金の運用状況等について調査を行い、または報告を求め、その結果に基づいて繰上償還を指示する等必要な指示または指導をすることができる。

(貸付状況の報告)

第 8 条 取扱金融機関は、毎月の資金の貸付状況を、当該貸付けに係る第 6 条第 1 項に規定する申込書および誓約書の各写しを添付して、滋賀県勤労者福祉資金貸付状況報告書（別記様式第 3 号）により当該月の翌月 10 日までに知事に報告するものとする。

付 則

この告示は、昭和 44 年 5 月 1 日から施行する。

(略)

付 則

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の滋賀県勤労者福祉資金貸付要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の貸付けに係る資金から適用し、同日前の貸付けに係る資金については、なお従前の例による。

付 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。